

容量拠出金を滞納した会員への勧告等について

本機関は、定款第 55 条の 2 第 1 項の規定に基づき、会員に容量拠出金の納入を求めている。本機関の会員は、同条第 5 項の規定に基づき、容量拠出金の納入が義務とされている。

本機関は、容量拠出金の請求書の納入期限までに支払いがなく、さらに業務規程第 32 条の 43 第 1 項および第 2 項の規定に基づき発出した催告書で指定する期限（以下、「指定期限」という）までに支払いがなかった会員について、定款第 57 条および業務規程第 32 条の 43 第 3 項の規定に基づき、当該会員の名称公表等を実施している。

上記の対応を実施しても容量拠出金を滞納した会員について、本機関は業務規程第 179 条第 1 項の規定に基づき勧告を行い、同条第 2 項の規定に基づき当該会員の名称、勧告の内容及びその理由を公表する。また、勧告を行った旨を経済産業省資源エネルギー庁に報告する。

1. 勧告の対象となった会員の名称 （ ）内は法人番号

・株式会社グルーヴェナジー (3500001023236)

2. 勧告の内容

- (1) 2025 年 5 月 1 日（催告書発出日（4 月 17 日）から 2 週間後）までに、滞納する容量拠出金を当機関に納入すること。
- (2) 催告書の内容を社内において周知徹底することを含め、今後、定款第 55 条の 2 第 5 項の規定を順守するために必要かつ適切な措置を講じること（社内体制を整備することを含む）。
- (3) (2) の実施のために講じた具体的な措置について、2025 年 5 月 1 日（催告書発出日から 2 週間後）までに、当機関に対し、報告を行うこと。
- (4) (3) で報告した措置の実施状況について、当機関が必要と認める場合には、継続して報告を行うこと。

3. 勧告の理由

(1) 定款第 55 条の 2 第 5 項との関係

ア 容量拠出金について、当機関は理事会において小売電気事業者等に請求する金額を定款第 55 条の 2 第 1 項に規定に基づき議決し、小売電気事業者等（勧告の対象となった株式会社グルーヴェナジーを含む）に対して請求書を発行している。

イ 株式会社グルーヴェナジーは、2024 年 7 月度から 11 月度の容量拠出金について、アの請求書の納入期限を経過しても滞納したので、当機関は指定期限までの納入を催告し

た。

ウ 株式会社グルーヴェナジーは、イの指定期限を過ぎても容量拠出金を滞納した。

※その後、株式会社グルーヴェナジーは上記の容量拠出金の一部（2024 年 7 月度及び 8 月度）を納入し、その滞納を解消した。

エ 株式会社グルーヴェナジーは 2024 年 12 月度の容量拠出金について、請求書の納入期限を経過しても滞納した。

オ 株式会社グルーヴェナジーの容量拠出金の滞納状況は、定款第 55 条の 2 第 5 項の規定に照らし、不適切なものであったと認めざるを得ず、その行為は業務規程第 179 条第 1 項第 8 号に規定する要件に該当する。

【添付資料】

別紙 1：勧告書案

別紙 2：本機関ホームページ公表案

別紙 3：経済産業省資源エネルギー庁への報告書案

※別紙 1 は「情報管理規程」第 4 条（情報の格付の区分）の規定に基づく秘密情報に該当するため非公表とする。

【参考】定款等の規定事項

< 定款第 55 条の 2（容量拠出金） >

第 1 項 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

第 5 項 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第 1 項の規定による本機関からの容量拠出金（容量拠出金の未回収分を含む。）の請求を受けてから 1 か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。

< 定款第 57 条（滞納者への対応） >

本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金、電源入札拠出金若しくは災害等扶助拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

< 業務規程第 32 条の 43（容量拠出金の支払いの催告） >

第 1 項 本機関は、容量拠出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量拠出金を支払わない場合は、催告書により新たに支払い期限を指定して当該請求に係る金額の支払いを催告する。



第 2 項 前項の新たな期限は、同項に規定する請求の支払い期限の日が属する月の翌月の 10 日とする。

第 3 項 本機関は、第 1 項の規定による催告を受けた会員が、同項の新たな期限までに同項に規定する請求に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。

＜業務規程第 179 条（指導・勧告の実施）＞

第 1 項 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第 28 条の 40 第 1 項第 6 号の規定により、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

八 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき

第 2 項 本機関は、前項の指導又は勧告を行ったときは、遅滞なく、対象となった電気供給事業者の氏名又は商号、指導又は勧告の内容及びその理由を公表する。

以上

イ 株式会社グルーヴエナジーは、2024 年 7 月度から 11 月度の容量拠出金について、アの請求書の納入期限を経過しても滞納したので、当機関は指定期限までの納入を催告し

Press Release

た。

ウ 株式会社グルーヴエナジーは、イの指定期限を過ぎても容量拠出金を滞納した。

※その後、株式会社グルーヴエナジーは上記の容量拠出金の一部（2024 年 7 月度及び 8 月度）を納入し、その滞納を解消した。

エ 株式会社グルーヴエナジーは 2024 年 12 月度の容量拠出金について、請求書の納入期限を経過しても滞納した。

オ 株式会社グルーヴエナジーの容量拠出金の滞納状況は、定款第 55 条の 2 第 5 項の規定に照らし、不適切なものであったと認めざるを得ず、その行為は業務規程第 179 条第 1 項第 8 号に規定する要件に該当する。

（参考）定款等の規定事項

<定款第 55 条の 2（容量拠出金）>

第 1 項 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

第 5 項 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第 1 項の規定による本機関からの容量拠出金（容量拠出金の未回収分を含む。）の請求を受けてから 1 か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。

<業務規程第 32 条の 43（容量拠出金の支払いの催告）>

第 1 項 本機関は、容量拠出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量拠出金を支払わない場合は、催告書により新たに支払い期限を指定して当該請求に係る金額の支払いを催告する。

第 2 項 前項の新たな期限は、同項に規定する請求の支払い期限の日が属する月の翌月の 10 日とする。

第 3 項 本機関は、第 1 項の規定による催告を受けた会員が、同項の新たな期限までに同項に規定する請求に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。

<業務規程第 179 条（指導・勧告の実施）>

第 1 項 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第 28 条の 40 第 1 項第 6 号の規定により、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

Press Release

八 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき

第2項 本機関は、前項の指導又は勧告を行ったときは、遅滞なく、対象となった電気供給事業者の氏名又は商号、指導又は勧告の内容及びその理由を公表する。

以上

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力広域的運営推進機関 需給計画部 容量市場センター

マネージャー：福田、副マネージャー：西尾

電話：03-6634-6710

E-Mail：youryoushijo-c@occto.or.jp

2025 年 4 月 17 日
広域容セン第 2025-3 号

経済産業省 資源エネルギー庁
電力基盤整備課長 筑紫 正宏 殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

容量拠出金を滞納した会員への勧告等について（報告）

本機関は、定款第 55 条の 2 第 1 項の規定に基づき、会員に容量拠出金の納入を求めています。本機関の会員は、同条第 5 項の規定に基づき、容量拠出金の納入が義務とされています。

本機関は、容量拠出金の請求書の納入期限までに支払いがなく、さらに業務規程第 32 条の 43 第 1 項および第 2 項の規定に基づき発出した催告書で指定する期限（以下、「指定期限」という）までに支払いがなかった会員について、定款第 57 条および業務規程第 32 条の 43 第 3 項の規定に基づき、当該会員の名称公表等を行っています。

上記の対応を行っても容量拠出金を滞納した会員について、本機関は業務規程第 179 条第 1 項の規定に基づき勧告を行いましたのでご報告します。

なお、同条第 2 項の規定に基づき当該会員の名称、勧告の内容及びその理由を公表します。

1. 勧告の対象となった会員の名称 （ ）内は法人番号

・株式会社グルーヴェナジー （3500001023236）

2. 勧告の内容

- （1）2025 年 5 月 1 日（勧告書発出日（4 月 17 日）から 2 週間後）までに、滞納する容量拠出金を当機関に納入すること。
- （2）勧告書の内容を社内において周知徹底することを含め、今後、定款第 55 条の 2 第 5 項の規定を順守するために必要かつ適切な措置を講じること（社内体制を整備することを含む）。
- （3）（2）の実施のために講じた具体的な措置について、2025 年 5 月 1 日（勧告書発出日から 2 週間後）までに、当機関に対し、報告を行うこと。
- （4）（3）で報告した措置の実施状況について、当機関が必要と認める場合には、継続して報告を行うこと。

3. 勧告の理由

- （1）定款第 55 条の 2 第 5 項との関係

ア 容量拠出金について、当機関は理事会において小売電気事業者等に請求する金額を定

款第 55 条の 2 第 1 項の規定に基づき議決し、小売電気事業者等（勧告の対象となった株式会社グルーヴェナジーを含む）に対して請求書を発行している。

イ 株式会社グルーヴェナジーは、2024 年 7 月度から 11 月度の容量拠出金について、アの請求書の納入期限を経過しても滞納したので、当機関は指定期限までの納入を催告した。

ウ 株式会社グルーヴェナジーは、イの指定期限を過ぎても容量拠出金を滞納した。

※その後、株式会社グルーヴェナジーは上記の容量拠出金の一部（2024 年 7 月度及び 8 月度）を納入し、その滞納を解消した。

エ 株式会社グルーヴェナジーは 2024 年 12 月度の容量拠出金について、請求書の納入期限を経過しても滞納した。

オ 株式会社グルーヴェナジーの容量拠出金の滞納状況は、定款第 55 条の 2 第 5 項に照らし、不適切なものであったと認めざるを得ず、その行為は業務規程第 179 条第 1 項第 8 号に規定する要件に該当する。

【添付資料】

別紙 1：勧告書案

別紙 2：本機関ホームページ公表案

【参考】定款等の規定事項

< 定款第 55 条の 2（容量拠出金） >

第 1 項 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

第 5 項 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第 1 項の規定による本機関からの容量拠出金（容量拠出金の未回収分を含む。）の請求を受けてから 1 か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。

< 定款第 57 条（滞納者への対応） >

本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金、電源入札拠出金若しくは災害等扶助拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

< 業務規程第 32 条の 43（容量拠出金の支払いの催告） >

第 1 項 本機関は、容量拠出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量拠出金を支払わない場合は、催告書により新たに支払い期限を指定して当該

請求に係る金額の支払いを催告する。

第 2 項 前項の新たな期限は、同項に規定する請求の支払い期限の日が属する月の翌月の 10 日とする。

第 3 項 本機関は、第 1 項の規定による催告を受けた会員が、同項の新たな期限までに同項に規定する請求に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。

< 業務規程第 179 条（指導・勧告の実施） >

第 1 項 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第 28 条の 40 第 1 項第 6 号の規定により、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

八 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき

第 2 項 本機関は、前項の指導又は勧告を行ったときは、遅滞なく、対象となった電気供給事業者の氏名又は商号、指導又は勧告の内容及びその理由を公表する。

以上